

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	公益信託に関する法律		法令番号	大正11年法律第62号					
手続名	公益信託の信託条項の変更の許可		根拠条項	第6条					
審査基準	<p>信託条項の変更の許可は、次の場合に行う。</p> <p>(1) 信託管理人の同意を得ていること。</p> <p>(2) 信託条項の変更が信託行為の当時予見することができなかった特別の事情によるものであり、かつ、当該変更に係る公益信託の目的を達成するため真にやむを得ないものであること。</p> <p>(3) 信託条項の変更が行われても公益信託の引受けの許可の基準の趣旨に反することとならないこと。</p>								
	受付機関	公益信託を所管する（予定の）課	処理機関	公益信託を所管する（予定の）課	交付機関	公益信託を所管する（予定の）課	標準処理期間	14日	目次No.
						標準経過期間	日		